

公 募 公 告

次のとおり公募します。

令和5年 11月9日

北海道森林管理局長

令和5年度「コンテナ苗の安定需給協定」の実施に係る公募

北海道森林管理局では、森林管理局長がコンテナ苗生産者（以下「生産者」という。）とコンテナ苗の需給に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、森林管理署又は森林管理署支署（以下「森林管理（支）署」という。）が実施する造林事業請負において協定に基づくコンテナ苗を使用する取組を実施しますので、協定締結を希望される生産者を下記のとおり公募します。

記

1 協定の目的

北海道森林管理局では、森林の有する公益的機能の発揮や森林資源の循環利用を図る観点から、今後増加する主伐後の伐採跡地等における効率的かつ効果的な再生林を着実に推進するため、施工性に優れたコンテナ苗の植栽及びその普及を進めています。

協定は、コンテナ苗の安定的な供給体制の構築及び生産者の育成等に資することを目的として行うものであり、協定を締結する生産者の選定に当たっては、本協定の目的を踏まえ、公募により決定することとします。

2 使用予定物件の概要

- （1）使用予定物件の数量等については、別表1「使用物件一覧表」のとおりです。
- （2）使用予定時期・数量等については、当該森林管理（支）署における計画数量を参考に示したものです。

3 対象とするコンテナ苗の規格

- （1）コンテナ苗の規格（苗長・根元径）は次のとおりとします。

樹種	苗木規格（号）	根元径	苗長
カラマツ	1	5 mm 以上	30 cm 以上
クリーンラーチ	1	4 mm 以上	25 cm 以上
トドマツ	1	5 mm 以上	25 cm 以上

- （2）コンテナ苗の育成容器の容量は、次の規格を基本とします。

カラマツ類	150 cc タイプ
トドマツ	300 cc タイプ

(3) コンテナ苗の形状・規格等は、次のとおりとします。

- ① コンテナ苗の育成容器において育苗された根鉢付き苗であること。
- ② コンテナ苗の育成容器内で、
 - ア カラマツ類は1生長期（当年春移植後から当年秋）以上
 - イ トドマツは2生長期（前年春移植後から当年夏）以上育苗された苗であること。
- ③ 根鉢全体を目視した際、根が張り巡らされており、成形されている苗であること。
- ④ 山出し（梱包・運搬）に際し、根鉢の折損により容易かつ著しく根鉢形状が崩れない苗であること。
- ⑤ 北海道林業用種苗需給調整要綱に基づく種子から生産されたコンテナ苗であること。
- ⑥ トドマツについては、使用予定先の森林管理（支）署が属する育種区から採取された種子から生産されたコンテナ苗であること。

4 協定期間

協定期間は、協定締結日から別表1「使用物件一覧表」に示す使用予定年度の11月30日までとします。

5 対象となる生産者

協定への申請が可能な生産者は次のとおりとします。

- (1) 北海道内にコンテナ苗生産施設を有している生産者であること
- (2) 申請する樹種のコンテナ苗の生産及び販売実績があること
- (3) 生産・販売本数について、千本以上での申請が可能であること（使用物件一覧表の概要で示す樹種の数量に満たない本数での申請も可能です。）
- (4) 出荷年度（令和6年度～10年度）に供給が可能な者であること

6 対象となる生産者の必須要件

次に掲げる要件のすべてを満たさなければなりません。

- (1) 林業種苗法第10条に基づき、北海道知事から生産事業者の登録を受けていること
- (2) 希望数量に対して、十分なコンテナ苗の生産・販売実績等があること
- (3) 森林管理局長等から指名停止を受けている期間中ではないこと
- (4) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

7 企画提案書の要件

企画提案は、次に掲げる項目について記載してください。

- (1) コンテナ苗の生産にかかるコストの縮減を図るもの
- (2) コンテナ苗の出荷方法の効率化を図るもの
- (3) 資材等の有効利用を図るもの
- (4) コンテナ苗の付加価値の向上を図るもの
- (5) 造林の省力化に資するもの
- (6) 新たな技術の開発や販路拡大を図るもの
- (7) 地域の林業等への貢献を図るもの
- (8) その他地域への貢献を図るもの
- (9) 上記以外に独自で行っている取組等

8 申請方法及び申請期限

北海道森林管理局ホームページに掲載されている申請様式を使用してください。

(https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/kontenanae_kyoutei/index.html)

(1) 提出方法

紙媒体の場合は、持参又は郵送により提出してください。

電子メールの場合は、以下のいずれかのファイル形式で添付し、(3)に示すメールアドレスあて送信してください。なお、PDF ファイルの場合は提出書類ごとに添付してください。

ファイル形式

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ PDF

(2) 提出期限

令和5年12月8日(金)午後5時まで

持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、午前9時～午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)。郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。

(3) 提出場所

〒062-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

電話番号 050-3160-6288(ダイヤルイン)、011-622-5218

メールアドレス h_seibi1@maff.go.jp

(4) 提出書類

- ① コンテナ苗の安定需給協定申請書【別紙様式1】
- ② コンテナ苗の安定需給協定に係る企画提案書【別紙様式2】
- ③ 林業種苗法第12条第1項により北海道知事から交付された登録証の写し
- ④ その他必要な書類

9 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

(1) 別添「コンテナ苗の安定需給協定申請書及び企画提案書の作成要領」(以下「作成要領」という。)を参照して、最近の情勢を踏まえた具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて主な取組等を簡潔に記載してください。

(2) 共同又は協定を締結して申請する際の企画提案書の作成は、次に留意してください。

ア 企画提案書については、代表者を定め、その代表者が企画提案をとりまとめて作成してください(申請者ごとの企画提案書の作成は不要です)。

なお、企画提案書は、共同又は協定を締結した組合せごとに作成してください。

イ 販売希望単価は、申請者全員の単価をとりまとめて統一の単価としてください。

10 審査の方法及び協定予定者の選定等

(1) 別表2「コンテナ苗の安定需給協定に係る審査基準」に基づき申請書及び企画提案書の審査を行います。

(2) 申請書及び企画提案書の審査に当たっては、以下の項目について評価・採点を行います。

ア 必須項目

対象となる生産者の要件をすべて満たしているか審査します。一つでも満たしていない場合は、協定予定者として選定できません。

イ 加算項目

評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与します。

(3) 森林管理局長は、審査の結果、使用物件ごとに、得られた点数の高い順から、協定を締結することが適当と認められる者(以下「協定予定者」という。)を選定します。

なお、応募があった物件であっても、得られた合計点数が15点に満たない場合は、協定予定

者として選定しないものとします。

- (4) 森林管理局長は、協定単価について協定締結の際に定めますが、市場動向等により、見直す場合があります。
- (5) 本協定に基づくコンテナ苗は、各使用予定時期に森林管理（支）署が実施する造林請負事業に使用するため、協定書の内容に基づき、その請負者へ販売していただくことになります。

1 1 協定締結に当たって付する条件等

- (1) 別紙「コンテナ苗の安定需給協定書（案）」を参照してください。
- (2) 協定締結者は、「コンテナ苗の安定需給協定に係る結果報告書【別紙様式3】」を提出していただきます。【別紙様式3-1】販売実績数量については協定書に基づく各出荷年度末に、【別紙様式3-2】企画提案書に記載した取組の状況については協定期間終了後、森林管理局長に提出してください。
- (3) 申請件数、協定締結者、協定締結数量、協定締結者に係る企画提案の内容については公表する場合があります。

1 2 提出書類の返却の可否等

- (1) 提出された申請書、添付書類等は返却しません。
- (2) 提出書類は、審査に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しません。

1 3 問合せ先

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

住 所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

電話番号：050-3160-6288（ダイヤルイン）、011-622-5218

担 当：課長補佐、企画係

別表1「使用物件一覧表」

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第1号	西南部 育種区	石狩署 空知署 胆振東部署 日高北部署 日高南部署 後志署 檜山署 渡島署	トドマツ	300cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 8年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 9年度	春	0
							秋	0
							計	0
令和 10年度	春	110						
	秋	162						
	計	272						

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第2号	西南部 育種区	石狩署 空知署 胆振東部署 日高北部署 日高南部署 後志署 檜山署 渡島署	カラマツ	150cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	42
							秋	0
							計	42
						令和 8年度	春	85
							秋	55
							計	140

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第3号	西南部 育種区	石狩署 空知署 胆振東部署 日高北部署 日高南部署 後志署 檜山署 渡島署	クリーン ラーチ	150cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	12
							秋	0
							計	12
						令和 8年度	春	29
							秋	27
							計	56

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第4号	中部 育種区	北空知支署 留萌北部署 留萌南部署 上川北部署 宗谷署 上川中部署 上川南部署	トドマツ	300cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 8年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 9年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 10年度	春	0
							秋	60
							計	60

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第5号	中部 育種区	北空知支署 留萌北部署 留萌南部署 上川北部署 宗谷署 上川中部署 上川南部署	カラマツ	150cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	0
							秋	61
							計	61
						令和 8年度	春	0
							秋	67
							計	67

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第6号	中部 育種区	北空知支署 留萌北部署 留萌南部署 上川北部署 宗谷署 上川中部署 上川南部署	クリーン ラーチ	150cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	0
							秋	13
							計	13
						令和 8年度	春	8
							秋	50
							計	58

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第7号	東部 育種区	網走西部署 西紋別支署 網走中部署 網走南部署 根釧西部署 根釧東部署 十勝東部署 十勝西部署 東大雪支署	トドマツ	300cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 8年度	春	20
							秋	0
							計	20
						令和 9年度	春	52
							秋	5
							計	57
令和 10年度	春	153						
	秋	115						
	計	268						

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第8号	東部 育種区	網走西部署 西紋別支署 網走中部署 網走南部署 根釧西部署 根釧東部署 十勝東部署 十勝西部署 東大雪支署	カラマツ	150cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 8年度	春	64
							秋	101
							計	165

物件 番号	育種区	対象森林 管理（支）署	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 （千本）
						年度	時期	
第9号	東部 育種区	網走西部署 西紋別支署 網走中部署 網走南部署 根釧西部署 根釧東部署 十勝東部署 十勝西部署 東大雪支署	クリーン ラーチ	150cc	1号	令和 6年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 7年度	春	0
							秋	0
							計	0
						令和 8年度	春	60
							秋	36
							計	96

別表 2

コンテナ苗の安定需給協定に係る審査基準

1 必須要件

- (1) 林業種苗法第 10 条に基づき、北海道知事から生産事業者の登録を受けていること
- (2) 希望数量に対して、十分なコンテナ苗の生産及び販売の実績等があること
- (3) 森林管理局長等から指名停止を受けている期間中ではないこと
- (4) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 131 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

2 評価項目

評価項目		評価基準		配点	
企画提案書の要件	コンテナ苗の生産や出荷方法等にかかるコストの縮減や効率化を図るもの	コンテナ苗の生産にかかるコストの縮減を図るもの	施設規模拡大や設備の更新等による生産コスト縮減等について評価	特に優良と認められるもの 優良と認められるもの 上記以外 具体的な記載がないもの	24～0 点
		コンテナ苗の出荷方法の効率化を図るもの	コンテナ苗の効率的な出荷方法等によるコストの縮減等について評価		
		資材等の有効利用を図るもの	資材等の有効利用の取組について評価		
	コンテナ苗の利用価値の向上や普及拡大を図るもの	コンテナ苗の付加価値の向上を図るもの	育種種子の使用や生産工程等による付加価値向上の取組について評価	特に優良と認められるもの 優良と認められるもの 上記以外 具体的な記載がないもの	24～0 点
		造林の省力化に資するもの	造林の省力化・低コスト化に資するコンテナ苗生産の取組について評価		
		新たな技術の開発や販路拡大を図るもの	新たな生産技術の開発や販路拡大の取組について評価		
	地域の振興等への貢献を図るもの	地域の林業等への貢献を図るもの	地産地消、苗木生産や森林整備等への貢献を図る取組について評価	特に優良と認められるもの 優良と認められるもの 上記以外 具体的な記載がないもの	16～0 点
		その他地域への貢献を図るもの	雇用創出など地域経済への貢献を図る取組について評価		
	上記以外に独自で行っている取組等		具体的に記載された内容について評価	特に優良と認められるもの 優良と認められるもの 上記以外 具体的な記載がないもの	6～0 点
	販売希望単価		予定単価に対する販売希望単価の比率 (販売希望単価÷予定単価×100)	98%未満 98%以上 99%未満 99%以上 100%未満 100% 101%以上 105%未満 105%以上	30～ -20 点
前回の協定における取組状況		意図した結果が得られているもの 意図した結果が得られていないもの		0～ -40 点	
その他、森林管理局長が不誠実であったと認めたもの					

(別紙)

コンテナ苗の安定需給協定書(案)

北海道森林管理局長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、【年号】〇〇年〇〇月〇〇日から【年号】〇〇年〇〇月〇〇日まで下記によりコンテナ苗の安定需給協定を締結する。

【年号】 年 月 日

甲 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局長 印

乙 (代表者) 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づくコンテナ苗の需給計画を別表「コンテナ苗の需給計画表」のとおり定めるとともに、当該コンテナ苗の安定的な使用に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の需給計画に基づき、生産に努めるとともに、販売に当たっては、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第4条 乙は、甲に対し、協定の取組状況について報告を行うものとする。

第5条 乙が、本協定に基づいて生産するコンテナ苗は、別表「コンテナ苗の需給計画表」に示す育種区内の森林管理(支)署が発注する造林事業請負で使用するため、その請負者に販売するまで、乙の責において適切に維持及び管理するものとする。

第6条 乙は、この協定に基づいてコンテナ苗を販売する場合は、甲乙合意した事項を踏まえるものとする。

第7条 乙が次のいずれかに該当するときにこの協定を解除する。

- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時事業の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- ホ その他前各号に準ずる行為

第8条 甲は、乙が第5条及び第6条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができるものとする。

第9条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第10条 この協定の特約条件として、次のことを定める。

- (1) 甲は、第8条の規定によるほか、乙が協定期間中に「コンテナ苗の安定需給協定」の実施に係る公募公告に定める対象となるコンテナ苗生産者の要件を失ったときは、この協定を解除することができるものとする。
- (2) 第7条又は上記(1)に基づき協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害賠償の請求を行わないものとする。
- (3) 甲は、協定締結後に乙が企画提案書に記載した取組の概要及び協定数量を、原則公表するものとする。
- (4) 協定締結に当たって甲乙双方が合意した事項について、特に必要と認める場合は、協議の上、変更することができるものとする。

第11条 別表「コンテナ苗の需給計画表」に示す数量に対し、2割以上の増減が生じた場合は、甲乙双方が協議の上、その取扱いを決めるものとする。

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙双方が協議の上、定めるものとする。協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が乙に書面により通知する。

上記協定の証として、本協定書を2部作成し、甲乙各1通を保有する。

(別表) コンテナ苗の需給計画表

育種区	樹種	育成容器の容量	苗木規格	出荷時期		数量(本)
				年度	時期	
〇〇	●●●●	〇〇〇cc	〇号	【年号】	春	〇〇
				〇〇	秋	〇〇
	△△△△	〇〇〇cc	〇号	【年号】	計	〇〇
				〇〇	春	〇〇
〇〇	秋	〇〇	年度	計	〇〇	

【別添】

コンテナ苗の安定需給協定申請書及び企画提案書の作成要領

全般的事項

- 1 コンテナ苗の安定需給協定申請書（以下「申請書」という。）及び企画提案書の様式は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている様式を使用してください。
(https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/kontenanae_kyoutei/index.html)
- 2 公募物件は、令和6年度から令和10年度に使用するコンテナ苗を対象にしており、育種区ごと、樹種ごとに区分しています。
- 3 提出書類の簡素化を図り、複数物件に申請する場合は申請書及び企画提案書をまとめて1部作成し提出することができます。なお、企画提案書については申請する対象の樹種別に企画提案の取組内容を記載し、さらに育種区別又は年度別に取組内容が異なる場合は、取組の相違がわかるよう明記してください。
- 4 提出方法について、これまでの紙媒体又は電子メールによる提出を可能とします。電子メールの場合、公募公告の「8 申請方法及び提出期限」（3）提出書類を作成し、添付の上、下記メールアドレスあて送信してください。
なお、ファイル形式は「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「PDF ファイル」に限るものとし、PDF ファイルの場合は提出書類ごとに添付してください。
送信先メールアドレス：h_seibi1@maff.go.jp
- 5 共同で生産・販売を希望する者であっても、申請者全てが公募公告の「5 対象となる生産者」及び「6 対象となる生産者の必須要件」を満たしている必要があります。
- 6 共同で生産・販売を希望する者について、その構成員は、共同申請した物件に対して単独又は他の者と共同で申請することはできません。

申請書の作成

- 1 様式の枠内に記入できない場合は、適宜行を追加し、必要に応じて別紙を添付するなどしてください。
- 2 「1 生産・販売希望数量」の希望数量は、公募公告における物件番号別の使用予定数量以下で、かつ1千本以上としてください。単位は「千本」とします。
また、各年度の希望数量は、樹種別に、「2 コンテナ苗の生産・販売実績等」の「(3) コンテナ苗生産見通し」で示される当該年度の生産予定量が考慮されている必要があります。
- 3 「2 コンテナ苗の生産・販売実績等」の(1)～(3)について、申請する樹種を含む生産又は販売実績があるすべての樹種について記載してください。(1)及び(2)について、公募年度の前年度において協定締結実績がある場合は、公募年度以外の実績について記載を省略できることとします。
- 4 「2 コンテナ苗の生産・販売実績等」の「(1) コンテナ苗生産実績」について、共同申請の場合は、申請者それぞれの実績の合計を記載してください。単位は「本」とします。
- 5 「2 コンテナ苗の生産・販売実績等」の「(2) コンテナ苗販売実績」について、共同申請の場合は、申請者それぞれの実績の合計を記載してください。単位は「本」とします。
- 6 上記5については、各年度の実績のうち樹種ごとに、販売先と取引した内容がわかる書類を添付してください。なお、共同申請の場合は、申請者それぞれが販売先と取引した内容がわかる書類を添付してください。
- 7 「2 コンテナ苗の生産・販売実績等」の「(3) コンテナ苗生産見通し」について、共同申請の場合は、申請者それぞれの生産予定量の合計を記載してください。単位は「千本」とします。
- 8 「3 添付書類」の「(2) 林業種苗法第12条第1項により北海道知事から交付された登録証の写し」及び「(3) その他必要な書類（販売先との取引内容がわかる書類等）」について、共同申請の場合は、申請者すべての分について提出してください。

企画提案書の作成

- 1 様式の枠内に記入できない場合は、適宜行を追加し、必要に応じて別紙を添付するなどしてください。
- 2 「1 企画提案する取組内容」は、各項目ごとに、次に留意して記載してください。
 - ① 申請する対象の樹種別に企画提案の取組内容を記載することとし、育種区別又は年度別に取組内容が異なる場合は、取組の相違がわかるよう明記してください。
 - ② これまでの取組や、今回の協定でコンテナ苗を生産・販売にあたっての取組を具体的に記載してください。
 - ③ 最近の情勢を踏まえて具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて主な取組等を簡潔に記載してください。
 - ④ 今後の設備規模拡大又は新規需要開発などの計画があれば記載してください。また、それらの計画の実現時期や効果の発現状況を明確にしてください。
 - ⑤ 使用物件の同育種区内に生産施設を有していることによる利点（出荷方法、地域への貢献等）を具体的に記載してください。
 - ⑥ 地域への貢献等において、過去の実績について記載する場合は、表彰実績は公募公告日より前の過去10年以内、イベントへの協力等は同じく過去2年以内の実績を記載してください。それ以外の実績については、評価の対象とはなりません。
 - ⑦ 取組内容を証する資料を可能な限り添付してください。添付資料がなかった時は評価の対象とはならない場合があります。
- 3 共同申請の場合は、代表者が企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成してください（申請者ごとに企画提案書を作成することがないようにしてください）。また、「2 共同で申請する理由」において、申請者間での連携によるメリット等を具体的に記載してください。
- 4 「3 コンテナ苗の販売希望単価」については、公募公告日現在の1本当たり販売希望単価を消費税抜き金額で記載してください。

協定単価の決定方法は次のとおりとします。

 - ① 協定単価については、「3 コンテナ苗の販売希望単価」に記載された1本当たり単価と、森林管理局で算出した予定単価を比較して決定します。
 - ② 予定単価は、各樹種の規格ごとに、苗木使用時期の市場動向を踏まえて設定します。
 - ③ 協定単価の算出にあたっては、販売希望単価（1本当たり単価）を予定単価で除して比率を算出します。

（算出式）販売希望単価÷予定単価＝比率

この比率が1を上回ったときは、比率が1以下となるよう協定予定者と協定単価について協議します。

協議が整わないときは協定を締結しないこととなります。
 - ④ 共同で申請があった者と協定を締結した場合の協定単価は、協定者全員統一の単価

とします。

- 5 協定締結者が提出した企画提案の概要は、公表するものとします。

【別紙様式 1】

コンテナ苗の安定需給協定申請書

令和 年 月 日

北海道森林管理局長あて

住所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名

住所
商号又は名称
代表者氏名

注) 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち代表者については、商号の前に(代表者)と明記する。

令和〇年〇〇月〇〇日付けの公募公告によるコンテナ苗の安定需給協定によるコンテナ苗の生産・販売を希望するので、下記のとおり必要書類を添付の上、申請します。

記

- 1 生産・販売希望数量【別紙様式 1-1】
- 2 コンテナ苗の生産・販売実績等【別紙様式 1-2】
- 3 添付書類
 - (1) コンテナ苗の安定需給協定に係る企画提案書【別紙様式 2】
 - (2) 林業種苗法第 12 条第 1 項により北海道知事から交付された登録証の写し
 - (3) その他必要な書類(販売先との取引内容がわかる書類等)

注) 共同で生産・販売を希望する者については、コンテナ苗の安定需給協定に係る企画提案書【別紙様式 2】は一つにまとめ、それ以外はそれぞれの書類を添付して提出すること。

以上

【別紙様式 1 - 1】

1 生産・販売希望数量

物件 番号	育種区	樹種	出荷時期		希望数量 (千本)
			年度	時期	
第○号	○○	●●●●	令和 ○○ 年度	春	
				秋	
				計	
			令和 ○○ 年度	春	
				秋	
				計	
第□号	○○	●●●●	令和 ○○ 年度	春	
				秋	
				計	
			令和 ○○ 年度	春	
				秋	
				計	

- 注) 1 公募公告の別表「使用物件一覧表」を参照のうえ、協定締結を希望する物件番号、樹種、出荷時期、希望数量を記載すること。
- 2 希望数量は、公募公告の別表「使用物件一覧表」の使用予定数量以下とし、最低でも千本以上とすること。
また、各年度の希望数量は、樹種別に出荷年度における生産予定量を考慮した数量であること。
- 3 複数物件に対し申請する場合は、適宜行を追加し記載すること。

【別紙様式 1 - 2】

2 コンテナ苗の生産・販売実績等

(1) コンテナ苗生産実績

単位：本

樹種	生産実績量		
	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度
●●●●			
△△△△			
□□□□			
計			

- 注) 1 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれの実績の合計を記載すること。
 2 公募年度を含む過去3年間の販売実績とする。ただし、公募年度の前年度において協定締結実績がある場合は、公募年度以外の実績について記載を省略できることとする。
 3 記載する樹種が多い場合は、適宜行を追加して記載すること。

(2) コンテナ苗販売実績

単位：本

年度	樹種	販売量	販売先
令和〇〇年度	●●●●		
	小計		
	△△△△		
	小計		
	計		
令和〇〇年度	●●●●		
	小計		
	△△△△		
	小計		
	□□□□		

	小計		
計			
令和 〇〇 年度	●●●●		
	小計		
	△△△△		
	小計		
	□□□□		
	小計		
計			

- 注) 1 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれの実績の合計を記載すること。
- 2 (1)で示した公募年度を含む樹種の過去3年間の販売先及び販売量を記載すること。ただし、公募年度の前年度において協定締結実績がある場合は、公募年度以外の実績について記載を省略できることとする。
- 3 各年度の実績のうち樹種ごとに、販売先と取引した内容がわかる書類を添付すること。
- 4 記載する樹種が多い場合は、適宜行を追加して記載すること。

(3) コンテナ苗生産見通し

単位：千本

樹種	生産予定量				
	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度
●●●●					
△△△△					
□□□□					
計					

- 注) 1 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれの予定量の合計を記載すること。
- 2 公募年度の翌年からトドマツは5年間、カラマツ類は3年間の生産予定量を記載すること。
- 3 記載する樹種が多い場合は、適宜行を追加して記載すること。

【別紙様式 2】

コンテナ苗の安定需給協定に係る企画提案書

令和 年 月 日

北海道森林管理局長あて

住所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名

住所
商号又は名称
代表者氏名

注) 共同で生産・販売を希望する者については、代表者が企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成すること(申請者ごとに企画提案書を作成することのないよう留意すること)。

コンテナ苗の生産及び出荷方法等に係る取組についての企画提案書を下記のとおり提出します。
本企画提案書の提出に当たっては、虚偽の事実がないこと、協定の締結後は本企画提案書の内容に基づく取組を行うことを確約します。

また、企画提案の審査結果について異議申立てをしないこと、本企画提案書の内容を公表することについて了承します。

なお、本企画提案書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

記

- 1 企画提案する取組内容【別紙様式 2-1】
- 2 共同で申請する理由(該当ある場合のみ記載)【別紙様式 2-2】
- 3 コンテナ苗の販売希望単価【別紙様式 2-3】
- 4 その他必要な書類(取組内容等を証する資料等)

作成担当者	会社名		連絡先	
	役職名		氏名	

【別紙様式 2 - 1】

1 企画提案する取組内容

申請樹種：〇〇

申請物件番号：第〇号、第●号

項 目	取 組 内 容
コンテナ苗の生産や出荷方法等にかかるコストの縮減や効率化を図るもの	①コンテナ苗の生産にかかるコストの縮減を図るもの
	②コンテナ苗の出荷方法の効率化を図るもの
	③資材等の有効利用を図るもの
コンテナ苗の利用価値の向上や普及拡大を図るもの	④コンテナ苗の付加価値の向上を図るもの
	⑤造林の省力化に資するもの
	⑥新たな技術の開発や販路拡大を図るもの
地域の振興等への貢献を図るもの	⑦地域の林業等への貢献を図るもの
	⑧その他地域への貢献を図るもの
⑨上記以外に独自で行っている取組等	

- 注) 1. 協定期間における取組内容を可能な限り数値を示しつつ、かつ具体的に記載すること。なお、年度ごとに取り組み内容が異なる場合については、漏れなく記載すること。
2. 「地域の振興等への貢献を図るもの」について、過去の表彰実績を記載する場合は、公募公告日より前の10年以内のものに限ることとし、イベントへの協力等の実績については、公募公告日より前の2年以内のものに限る。
3. 複数樹種に対して申請する場合は、適宜表を追加して記載すること。

【別紙様式 2 - 2】

2 共同で申請する理由

注) 共同で生産・販売を希望する場合、その理由を具体的に記載すること。

【別紙様式 2 - 3】

3 コンテナ苗の販売希望単価

物件番号	樹 種	1 本当たり販売希望単価(円)
第〇号	●●●●	

注) 1本当たり販売希望単価は公募公告日現在のものとし、消費税抜き金額を記載すること。

【別紙様式3】

コンテナ苗の安定需給協定に係る結果報告書

令和 年 月 日

北海道森林管理局長あて

住所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名

住所
商号又は名称
代表者氏名

注) 共同で生産・販売を希望する者については、代表者が他の申請者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの報告書として作成すること。

コンテナ苗の安定需給協定書第4条の規定により、令和〇年〇月〇日に締結した本協定に基づく取組状況を下記のとおり報告します。

本報告書の提出に当たっては、虚偽の事実がないことを確約するとともに、本報告書の内容を公表することがあることについて了承します。

なお、本報告書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

記

- 1 協定数量及び販売実績数量【別紙様式3-1】
- 2 企画提案した取組内容の実施状況【別紙様式3-2】
- 3 その他【別紙様式3-3】

以上

作成担当者	会社名		連絡先	
	役職名		氏名	

【別紙様式 3 - 1】

1 協定数量及び販売実績数量等

(1) 協定数量及び販売実績数量

物 件 番 号	第〇号				
育 種 区	〇〇				
樹 種	●●●●				
育成容器の容量	〇〇〇cc				
苗木規格	〇号				
協定及び販売数量					
出荷時期		協定数量 (本)	販売数量 (本)	販売単価 (円/本)	販売先
年度	時期				
令和 〇〇 年度	春				
	小計				
	秋				
小計					
合計					
令和 〇〇 年度	春				
	小計				
	秋				
小計					
合計					

- 注) 1 各出荷年度末に提出すること。
 2 販売単価は消費税抜き金額を記載すること。
 3 販売先ごとに取引した内容がわかる書類を添付すること。
 4 記載する販売先が多い場合は、適宜行を追加して記載すること。
 5 複数物件に対し報告する場合は、適宜表を追加して記載すること。

【別紙様式 3 - 1】

1 協定数量及び販売実績数量等

(2) 協定と販売実績の内容が異なる場合の事由

対象物件番号：第〇号

- 注) 1 「(1) 協定数量及び販売実績数量」において協定と実績の内容が異なる場合のみ記載し提出すること。
2 複数物件に対し報告する場合は、適宜行を追加して記載すること。

【別紙様式 3 - 2】

2 企画提案した取組内容の実施状況

協定樹種：〇〇

協定物件番号：第〇号、第●号

項目	取組内容 (企画提案の内容を転記)	実施状況
①コンテナ苗の生産にかかるコストの縮減を図るもの		
②コンテナ苗の出荷方法の効率化を図るもの		
③資材等の有効利用を図るもの		
④コンテナ苗の付加価値の向上を図るもの		
⑤造林の省力化に資するもの		
⑥新たな技術の開発や販路拡大を図るもの		
⑦地域の林業等への貢献を図るもの		
⑧その他地域への貢献を図るもの		
⑨上記以外に独自で行っている取組等		

注) 1 協定期間終了後に提出すること。

2 「取組内容」に企画提案書の内容を転記して、「実施状況」に可能な限り数値を示しつつ、かつ、具体的に取組状況を記載すること。当初の企画提案の内容から追加で実施した取組等についても「実施状況」に記載すること。

3 枠の幅を変更して記載すること。

4 必要に応じ、別途資料を添付すること。

5 複数樹種に対して報告する場合は、適宜表を追加して記載すること。

【別紙様式 3 - 3】

3 その他

--

注) その他特記すべき事項があれば記載すること